

平成29年度 大津市立晴嵐小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に『求めて学ぶ子』を掲げ、『目を輝かせ仲間とともに意欲を持って進んで取り組む子どもの育成』を目指し取り組んでいるところです。また、いじめ問題についても教育目標のもと、全職員一丸となって取り組むべき事柄とうけとめています。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を、誰もが持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであり、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して登校し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として推進しなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童を、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめに向かわせることなく、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他

の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	・児童会が掲げるスローガンのもと、各委員会が学校生活をよりよくするための取組を行う。(例：挨拶運動、いじめ防止を呼びかけるペープサート劇や絵本の読み聞かせなど)
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・年間を通じて、「友だち・言葉・物・時間」の4つの生活目標を掲げ、子どもたちが自らの学級・学校生活を良くしていくために、学級で話し合い、目標を設定し、月末には振り返りを行う。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	・校内の道徳教育推進教員を中心に研修を行う。 ・全学年で命の尊さに関する道徳の授業を定期的実施し、年1回は授業参観日に実施する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	・互いのよさを認め合う場として、各学級できらり賞を発表する場を設ける(帰りの会など)。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	・児童の自治活動(学級会、委員会、クラブ活動、たてわり活動)の時間を保障する。 ・よりよい子ども同士のコミュニケーションが進むように、自分が発する言葉の大切さを教えていく。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	・2学期、5、6年生を対象に専門員をゲストティーチャーに招き、いじめ防止の観点から授業を実施する。 ・4年生と6年生を対象に、SCと共同で心理授業を行う。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	・研究テーマ「子どもたちが聴き合ってつながる授業づくり」を目指し、子ども同士が学び合い、支え合いながら学習を進める授業の研究を進める。 ・係活動を工夫し、全員が自分の役割を果たし活躍できるようにする。

f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	・生活目標に「言葉」「友だち」を掲げ、学級でいじめストップについて話し合う機会を持つ。 ・人権週間では、発達段階に応じた人権学習を行い、標語やポスターを作成し、掲示・発表の場を設ける。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・遊びを主としたたてわり活動を通して、異学年の交流や仲間作りをして子ども同士の結びつきを深める。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	・学年の発達段階に応じて、学級担任が情報モラルの授業を行う。（3年生以上）

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	・5月は本校のいじめ防止基本方針について、夏休みは外部講師によるいじめ問題について、研修を行う。 ・いじめ対策に関わって、学年団を中心に複数の教員で組織として対応し、子どもを見守る。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	・本校のいじめ防止基本方針について、年度当初の懇談会を通じて保護者に、学校協力者会議を通じて地域関係者に、説明を行う。
c	いじめ事案対応にかかわる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	・定期的にいじめ対策委員会を開き、気になる子どもについて情報を交流したり、防止策や対応策について協議したりする。

② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず、積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的・画一的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	・いじめ防止啓発月間の6月、10月と夏休み明けの9月に児童アンケートを実施する。記入にあたっては周囲を気にすることなく安心して記入できる環境で行う。 ・アンケートをもとに教育相談を行い、子どもの状況を把握する。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	・いじめ対策担当教員は、組織として対応できるように、いじめの疑いも含めて「報・連・相」を活用して情報の集約を行い、いじめ対策委員会で対応について検討する。事案によっては全職員に知らせて共有を図る。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	・子どもの些細なサインを見逃さないためにも、登下校時の校門やピロティ付近での挨拶運動、校舎内の巡回、教務や支援員を中心とした学級の様子の見守り活動を実施する。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・担任を中心に学年団、教務など複数の目で児童の変化を見守り情報を共有する。 ・気になる点があれば、速やかに個別に面談を行う。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・気になる子どもについては、日頃から家庭と連携して情報交流することで、子どもの状況や様子を把握する。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	・学校だよりや生徒指導だより、懇談会の機会を利用して保護者への啓発を行う。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	・毎週火曜日の16:15～、および緊急時にいじめ対策委員会を開催し、情報の共有を図るとともに指導方針や子どもの対応について検討し、共通理解を図る。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	・毎月、「いじめの観点」も入れて各学年から「気になる子」をあげて子ども交流を行う。 ・保幼小連絡会、小中連絡会を行い、情報を共有する。

(3) その他（学校独自の取組）

取組目標	
学校独自の取組	・学期に1回、子どもとの教育相談ふれあい月間を設ける。また、2学期は個別の相談を行う。

③ いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導・支援の方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	・いじめやいじめの疑い事案が発生した場合は、速やかに緊急のいじめ対策委員会を開き、情報の共有、指導方針、今後の対応、役割分担を行う。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	・学年団や教務が連携し、複数で丁寧に聞き取りを行い、確かな事実をつかむ。 ・加害児童への指導の際は、いじめ行為に対してしっかり考えさせ、自分の言葉で反省の機会を持たせる。
c	ネット上のいじめへの対応	・ネット上のいじめを確認した時は、現物を写真に残し、どこまで拡散しているのか調べる。情報モラルについての指導を行い、保護者の面前で削除をさせる。事案によっては警察とも連携する。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	・重大ないじめ事案が発生した時は、迅速にアンケート調査を行い個別面談を実施するなどして、事実確認・実態の把握をする。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	・いじめ事案が生じた時は、保護者に事実確認できたことや指導方針、内容、今後の支援等について伝える。情報交流をする上でも、家庭訪問をする際は複数で対応し、一定の解決が図られた後も保護者と連携していく。

(2) その他（学校独自の取組）

取組目標	
学校独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「その日のうちに」「複数で」対応する。 ・一週間に一度、定例のいじめ対策委員会を開き、いじめ事案だけでなく気になる児童について、それぞれの担当から情報を出し合い、今後の対応について共有する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

① 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

② 構成員

- ・ 定例及びいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別の事案の対応等

いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察など外部専門家の参加を得ます。

- ・ 拡大いじめ対策委員会：いじめ防止対策全般や基本方針進捗状況評価の協議等

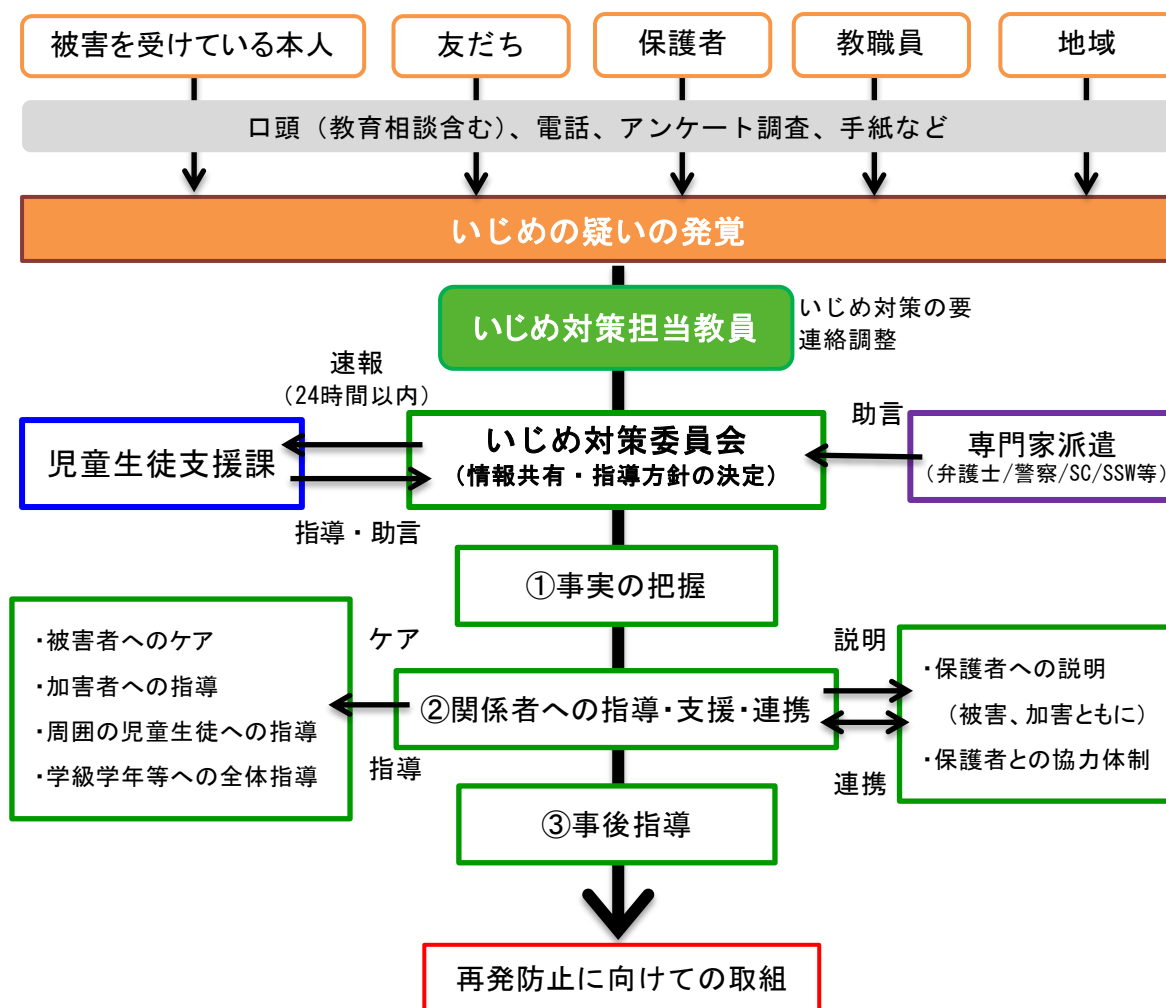
拡大いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教員・教育相談担当教員、生徒指導主任、養護教諭等の学校教職員の他、自治連合会長、PTA 会長、社会福祉協議会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員、民生委員児童委員協議会会長等の学校関係者とします。

※学校協力者会議と兼ねて実施。

③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

④ いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

② 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議 <いじめ対応マニュアル・ ストップいじめアクションプラン> (①・②・③)	
5	家庭訪問 (②) 職員会議<いじめ防止基本方針・いじめ対応リーフレット> (①・②・③) 晴嵐の子どもを語る会 (特支学級・身体面) (①)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 児童アンケート (②) 心理授業 (①) 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会 (④) 教育相談ふれ合い月間 (②・③)	・児童会と学級活動を中心にした取組の実施
7	保護者懇談会 (④)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	・外部講師による生徒指導研修 ・特別支援教育に関連した研修
9	夏休み明けアンケート (②)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 児童アンケート (②) 教育相談ふれ合い月間全員面談 (②・③)	・児童会と学級活動を中心にした取組の実施
11	人権週間に向けての人権学習 (①) 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会 (④) 保護者向け教育相談会 (②・③)	・人権教育部とタイアップした取組
12	人権作品の発表 (①) 保護者懇談会 (④)	
1	保護者アンケート (②・③・④) 教職員アンケート (①・②・③・④)	
2	教育相談ふれ合い月間 (②・③) 心理授業 (①) 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会 (④)	
3	保護者懇談会 (④)	
年間を通じて	・朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) ・たてわり活動 (①) ・いじめ対策委員会 (①・②・③) ・職員会議、生徒指導部会での「気になる子」交流 (①) ・報連相シート (③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

晴嵐小 ストップいじめ アクションプラン

【子ども】

○学習・生活を通して

- ・学級指導、学級会活動で考える
- ・道徳の時間に自分を見つめる
- ・人権教育
- ・情報モラル教育
- ・せいらのやくそくと
4つの生活目標

4つの生活目標

大切にしよう「言葉」「時間」
「物」「友だち」

○活動を通して

- ・児童会による
「みんな なかよし大作戦」
- ・たてわり活動
- ・あいさつ運動
- ・人権週間の取り組み
- ・保幼小交流

【家庭・地域】

○子育て参加と連携

- ・学校協力者会議
- ・サインのキャッチと
大切にしたい5つの言葉

大切にしたい5つの言葉

「おはよう」「いってらっしゃい」
「車に気をつけて」
「話をよく聞こうね」
「今日は学校どうだった？」
「がんばったね」「よかったね」

相談

親子関係づくり

- ・おたより啓発
- ・晴嵐小スクールガイド
- ・教育相談週間
- ・保護者アンケートの実施
- ・道徳の公開授業参観
- ・スクールガード交流会
- ・PTA研修会

相談

信頼関係づくり

学校スローガン
いじめは
絶対に許さない
晴嵐小

連携関係づくり

相談

【教職員】

○資質の向上

感性を磨き続ける姿勢、各種研修会への積極的な参加、ネットいじめへの対応

○早期発見・掘り起こし

サインの気づき、ふれあい月間、子どもと過ごす休み時間・給食、日記・あのね作文、児童生活アンケートと面談、風通しのよい学年経営、保護者との連携・情報交流

○組織対応

報・連・相メモ、いじめ対策会議、職員会議での子ども交流、教育相談体制の充実、職員研修会、SCや関係機関との連携、市教委への連絡、家庭連絡

○未然防止

豊かな心を育む授業や活動の継続、見本となる態度や姿勢、支持的な学級学年集団づくり